

業務委託契約書

委託者 わたなべデザイン製作所(以下「甲」という)と受託者_____ (以下「乙」という)とは、甲の業務委託に関して、次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は乙に、甲の運営する「建物写真店」の写真撮影に関する業務(以下「本件業務」という)を委託し、乙はこれを受託し、本件業務の目的を理解して誠実に業務を遂行する。

(契約期間)

第2条 甲が本件業務を乙に委託する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。但し、契約期間満了日の1週間前までに、甲乙いずれからも解約の申し出がないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とする

(契約の解除)

第3条 本契約の当事者の一方は、本契約期間中であっても、相手方が本契約に違反したときは、本契約を解除することができる。
2. 甲は本契約期間中であっても、乙が本件業務を実施することが困難であると認めたときは本契約を解除することができる。ただし、乙が要した費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(報酬等)

第4条 本件業務に関する報酬額は、別途撮影依頼書の定めによるものとする。
2. 交通費等諸経費の取扱いについては、甲乙協議の上、決定する。

(報酬の支払方法)

第5条 甲は、乙から各月末日までに提出を受けた請求書に関し、各月分の報酬額を翌月25日までに乙指定の銀行口座に振り込むことで支払う。なお、その際の振込手数料は、甲の負担とする。

(契約条件の変更)

第6条 本契約の当事者の一方は、委託業務の内容、実施方法等契約条件の変更を行う必要があると判断した場合は、甲乙協議の上、変更することができる。この場合、委託業務の内容、実施方法、報酬等について甲乙協議の上、新たに契約を締結し直すものとする。
2. 甲は、前項により契約条項を変更する場合は、乙と協議の上、従前の契約に基づき乙が実施した業務の進捗状況に応じて、それまでの報酬を支払うものとする。

(補修及び損害賠償)

第7条 甲は、成果物が一定の納品水準に達していないと判断した場合は、乙にその補修を求めることができる。

2. 甲乙は乙の責めに帰すべき事由により契約書に定めた内容が守られず、甲又は乙が重大な損害を受けた場合は、直接かつ現実に受けた通常損害の範囲内において、相手方に損害賠償を請求できるものとする。
3. 本件業務の遂行中において、乙が本契約又は個別契約に違反し、もしくは故意又は重大な過失により、クライアントに損害を与えた場合は、乙はクライアントに対し賠償責任を負うものとする。但し、その損害が、甲の指揮命令により生じたと認められる場合は、この限りではない。
4. 本条に基づく損害賠償の額は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者委託の禁止)

第8条 乙は、本件業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(直接取引の禁止)

第9条 乙は、業務委託された案件の顧客に対して、甲の書面による事前の承諾なしに、当該顧客と直接あるいは第三者を通じて契約等の交渉を行わないものとする。これに反した場合は、乙は契約違反に対する違約金として、金_____円を甲に支払うこととする。但し、撮影現場において、乙がクライアントから追加の注文等を受けた場合には、「建物写真店」の料金プラン等の基本的な知識を理解したうえで、追加受注契約ができるものとする。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(報告義務)

第11条 乙は、別途撮影依頼書の定めるところにより、契約の履行について調査をし、甲に報告しなければならない。

(履行遅延の場合における損害等)

第12条 乙の責に帰する理由により、期間内に委託業務を完了することができない場合には乙が自己の責任においてこれを処理し、賠償の責に任ずるものとする。

(著作権の譲渡)

第13条 乙は本件業務において撮影した写真及び映像に関する著作権(以下「本著作権」という)を甲に譲渡する。
2. 本著作権には、著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むものとする。
3. 本著作権は、第4条に定める権利譲渡の対価の支払いと引き替えに乙から甲に移転するものとする。

(法令の遵守)

第13条 甲及び乙は、本契約に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。